平成２２年（フ）第１７８１号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ35棟302号
債務者　南部　史子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５号
秋田県仙北市角館町歩行町18番地２
債務者　髙橋　一美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４３８号
川崎市幸区南加瀬４丁目37番５―306号　市営住宅、前住所川崎市幸区南加瀬３丁目37番６号　キンガハイツ201
債務者　福島　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４４５号
川崎市麻生区下麻生３丁目30番１―404号　県営東柿生アパート
債務者　井上　晶子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町864番地
債務者　錦織　静代
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月９日午後１時10分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第４２号
石川県羽咋郡宝達志水町下石ハ74番地１
債務者　橋本　芳美（旧姓本田・奥村）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第７５号
石川県加賀市山代温泉47甲８―５コーポこのみ201号室、住民票上の住所富山県射水市草岡町１丁目11番地新港共同火力発電所社宅１―23
債務者　大田真知子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２３号
和歌山県新宮市熊野地２丁目４番24号
債務者　東　　康高
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月２日午後２時10分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第３６０号
静岡県袋井市堀越１丁目21番地の９　プチセゾン202号室、前住所静岡県磐田市福田766番地　テラスハウス百鬼Ⅲ一東
債務者　川口　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
長崎県佐世保市南風崎町814番地　宮崎アパート７号、旧住所長崎県佐世保市白木町３番31号
債務者　眞崎　誠吾
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１６７号
長崎県佐世保市鹿子前町113番地10　プルミエール鹿子前Ⅱ303、旧住所長崎県佐世保市柚木元町2558番地１　クリアネスK202
債務者　森　　邦広
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
長崎県佐世保市里美町400番地４
債務者　森　　祥子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
長崎県佐世保市若葉町30番62号　若葉ハイツ202号室、旧住所長崎県佐世保市高天町８番４号　井手方
債務者　鴉瀬　廣幸
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９１号
長崎県佐世保市棚方町120番地162、旧住所長崎県佐世保市吉井町大渡149番地６
債務者　堀川　玲子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
長崎県佐世保市天神４丁目27番５号　森山ハイツ202、旧住所長崎県佐世保市天神４丁目21番16号
債務者　田中千雅子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係